

# 福井市都市計画審議会運営規程

(趣旨)

第1条 福井市都市計画審議会条例（平成12年福井市条例第8号。以下「審議会条例」という。）第8条の規定に基づき、福井市都市計画審議会（以下「審議会」という。）の会議その他運営に関する事項については、別に定めるもののほか、この規程に定めるところによる。

(会長の選挙)

第2条 審議会条例第4条の規定による会長の選挙は、単記無記名投票で行い、有効投票の最多数を得た者をもって当選人とする。

2 当選人を定めるに当たり、得票数が同じであるときは、くじで定める。

3 審議会は、第1項の選挙につき氏名推薦の方法を用いることができる。

(会長の任期)

第3条 会長の任期は、委員の任期とする。

2 会長がその職を辞し、その他会長が欠けるに至った場合は、速やかに補欠選挙を行わなければならない。

(審議会の会議の招集)

第4条 会長は、審議会の会議を招集しようとするときは、少なくとも3日前に、議案、日時及び場所を各委員に通知しなければならない。ただし、急を要する場合はこの限りでない。

(代理人の出席)

第5条 審議会条例第2条第2項第2号に係る委員については、あらかじめ会長の承認を得て代理人を出席させることができる。

2 前項の代理人は、委任状を会長に提出しなければならない

(欠席の届出)

第6条 委員は、病気その他の事由によって審議会に出席できないときには、招集の期日前にその旨を会長に届け出なければならない。

(審議会の会議の公開)

第7条 審議会の会議は、公開して行うものとする。ただし、審議会が審議の公平を害されるおそれがあると認めるときその他審議会が公益上必要があると認めるときは、非公開とすることができる。

(傍聴)

第8条 審議会の会議を傍聴しようとする者は、審議会の承認を受けるものとする。

2 会長は、必要があると認めるときは、傍聴人の退場を命ずることができる。

(調査等)

第9条 審議会において現地調査を必要とする場合には、会長は、あらかじめ期日を指定し、調査の対象となる機関等に目的及びその他の事項を通知するものとする。

(幹事)

第10条 幹事は、審議会の会議に出席し、議案について説明し、又は意見を述べるることができる。

(議事録の作成)

第11条 審議会の議事については、議事録を作成する。

2 議事録を署名する委員は2人とし、会長が審議会に諮って決める。

(その他)

第12条 この規程に定めるもののほか審議会の運営に関し必要な事項は、それぞれ会長が別に定める。

(施行期日)

この規程は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成17年3月9日から施行する。